

# 令和2年第4回定例会議事日程（第3号）

令和2年12月15日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

山本定生 議員

岸本加代子 議員

太田文則 議員

向野倍吉 議員

令和2年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成2年12月15日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月15日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信  
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子  
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一  
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 花畑 明 福祉保険課長 守口 英伸  
 条の規定により説明 教 育 長 江崎 藏 子育て健康課長 石丸 貴之  
 のため会議に出席し 未来まちづくり課長 和才 薫 建 設 課 長 赤尾 慎一  
 た者の職氏名 総務財政課長 瀬口 直美 地 域 振 興 課 長 軍神 宏充  
 住 民 課 長 永野 公敏 上 下 水 道 課 長 奥家 照彦  
 税 務 課 長 小原 弘光 教 務 課 長 別府 真二  
 会 計 管 理 者

本会議に職務のため 局 長 鍛治 幸平  
 出席した者の職氏名 事 務 局 奥邨 厚志  
 書 記 小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） おはようございます。令和2年第4回定例議会、一般質問の日でございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言していただきます。また、不適當発言、不規則発言に御注意頂き、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。  
なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、岸本議員、2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し、厳守していただきます。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） おはようございます。久しぶりの一番バッテリーなので緊張しております。よろしくをお願いいたします。手短に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問1、夜、町の道などを明るくする施策についてお聞きします。

毎日のニュースが新型コロナで始まるようになり、1年がたとうとしております。住民の皆さんもひきこもり、自粛ムードで運動不足になるからか、散歩やウォーキングをする方をよく見かけるも、時期的に夕方17時、5時ぐらいにすっかり真っ暗になっております。

そこで、少しでも明るい気持ちになれるように、町民の皆さんに向けて、夕方から就寝前ぐらいで結構なんで、玄関前の電気をつけてもらえませんかとか、町が玄関灯をつけてもらうという呼びかけなどをしてみてはどうでしょうか。新型コロナ禍で沈んだ意識を、空気を変えることができるのではないかとお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） お答えさせていただきます。

今、山本議員のほうから御提案を頂きました内容についてです。

昨今、夜間、町内を見て回りますと、既に多くのお宅で玄関灯をつけていただいているような状況でございます。また、夜間の明かりが必要と思われる箇所には、本町では、町や自治会において、外灯を以前より多く設置をさせていただいている現状でございます。

今お話にありましたように、玄関灯をつけてくださいというお願いをしてはということでございます。町のほうから、唐突に玄関灯をつけてくださいということをお願いを差し上げたといいたしましても、町民の方全員が協力していただけるとは限りません。逆に御賛同されない方、また空き家等の方が非協力的との御批判を受けるようなことも懸念されるところでございます。それは町が真に望む結果ではございません。

観光地などの古い町並みや街道のような通りで、統一的な玄関灯が整備されている地域がございますが、町並みの景観づくりという観点でライトアップをするとすれば、統一的な取組が必要となります。本町には、残念ながら今のところ、まとまった商店街や古い町並みといったものがございますので、現時点では中途半端な取組になってしまうのではないのかなと思われま

す。今後のまちづくりを考える中にて、町並みの整備やライトアップといった点にも配慮しつつ、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 3番の質問にまた絡んでくるんで、そこでまたお話したいと思うんですが、せっかく今、なぜこの時期に言うかという、クリスマスシーズンです。以前はLEDで照明をする方が大変多かったんですが、今、私たちが防犯パトロールを夜やっていますけど、今年はほとんど見ません。だんだん減ってきているのかなと思います。

玄関灯についても、正直言うと空き家が多いというのが事実なんですけど、なかなか今の方は夜、電気つけてない方も多いです。特にアパートとかは全然ついてないです。階段についているからでしょうけど、私のところも虫が近づくんでつけてないのは事実なんですけど、それで、例えばクリスマスシーズン、年末年始に限って少し、例えば町長が何かの席で、皆さん、心温めましようとか言って、電気つけましようやとか一言言ってみるのもいいんじゃないかなと、このシーズンで。これでもしよければ、皆さんが今後やってくれればいいかなと。

例えば一つの例ですけど、玄関灯をつけることによって、電気代というのはかかります。中にはそういうことを言う人もいらっしゃると思います。そこで、以前、東京の小池知事が電球、裸電球白熱灯を役場に持っていくと、LEDと交換するとかいうふうにはやっていました。これだけ

は町のほうでLED球を何個か安いのを用意しておいて、そういう方には交換してやるということをするのも、CO<sub>2</sub>削減に取り組む町ということでいいんじゃないかなとは思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、議員おっしゃいましたように、町のクリスマスシーズンに向けて、町民の方の気持ちを上向かせるという意味でのライトアップということにつきましては、今、ちょうど昨日も実験的にやってみているんですが、吉富町の天仲寺山の山頂にあります2つの塔の配水池、あれは今、夜は山のほうは真っ暗なような状態でございます。昼間は御存じのように、薄いブルーで大変目立つ塔でございます。あれをクリスマスに向けてライトアップをしてみようということで、今職員のほうで頑張っているいろいろな準備を進めておりますので、クリスマスに向けて、一つはそういったことを取り組んで、今予定といたしております。

それと、もう一つのLEDライトと交換というようなことも、今後、どうしても予算が伴ってくるものでございますので、その辺、併せて、先ほどの答弁に併せまして、今後、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 3番に絡むんで、続いて後に行きたいと思っております。先ほど言いました、明るい、ほんの少しの明るさといいますけど、フォーユー会館の前に、今の町長になってから玄関灯つけてくれるようになったんですね。あれで体育館から夜、スポーツして帰る子供たちが大分変わりました。その後、商工会の裏にも外灯つけてくださったようで、今、子供たちは危険なところ、通れているようなので、あれは大変いいんじゃないかな。これが同じように、町なかで少しずつあればいいのかなと。これを外灯つけるとなるとお金がかかるんで、皆さんにも少しお手伝いしてもらえんかなという意味もありました。

2番行きます。町が画策しております山国橋の照明計画に合わせ、また中津とのサイクリング道ですか、あれの計画、企画などもあります。それに合わせて、まず河川道路、いわゆる遊歩道というんですか、堤防道路というんですか。あそこの照明というものが今現実はありません。樋管の部分だけ県がつけているだけで、実際、町でつけているものはありません。

あそこは皆さんがよく歩いています。夜でも本当歩いています。真っ暗なんで、そこに何らかの電気みたいなものができないかなということが2番の質問なんですけど、以前お聞きしたときに、堤防はくいを入れたりとか加工すると堤防の強度が下がるということで、あれはたしか建設省のほう、国のほうが許可出さないんです。ガードレールさえも難しいという話なんで、そんな大がかりなものではなくて、道路の表面に設置するような、よくあるキャッツアイみたいなものがあり

ます。

最近では床発電ちゅうんですか、発電タイルというんですか、踏んだら光るやつ。これお金かかるんで、今すぐどうのこのじゃないんですが、将来的にそういう町が景観づくりをするときの、一つの案として、踏めば自家発電で光るんですから、電気引く必要もありませんし、穴掘る必要もないんで、そういうものもひとつ取り組んでみてはどうかなと思ったのが、今回2番の質問なんですが、要は遊歩道といいますか、堤防道路に何らかの照明的なものがないかということ、将来的にこういう企画はどうでしょうかということについての御質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） それでは、お答えいたします。

まず、河川堤防の照明につきましては、結論から申し上げますと、設置は可能ですが、ただ河川構造物の機能に影響を与えないような場所であれば、既に防犯灯は設置をしている箇所がございますので、そのような箇所であれば、国土交通省との占用協議が必要とはなりますが、新たに照明灯の設置は可能であります。防犯上、暗く防犯灯が必要な場所につきましては、現地調査並びに占用許可を受けることができる箇所を検討した上で、設置については国土交通省との占用協議について検討いたします。

次に、山国川沿いの御質問でありましたが、遊歩道につきましては山国川大橋、上流の車両が通行できない部分のことであろうかと思えます。キャッツアイ等の設置につきましては、路面に埋め込むものであることから、堤防の一部を削孔する必要があり、占用許可を受けることが困難であるというふうに考えております。

また、キャッツアイは発行部が路面から露出する構造のため、歩行者が日中や夜間を問わず突起物につまずき、転倒するおそれもありますので、現在、かわまちづくり事業で、川裏に盛土して、桜並木や店舗設置等を計画しております。事業完了後には、多くの住民が散策に訪れると思えますので、照明設置も併せて検討をいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今すぐどうのこのじゃないんで、将来的にという話なんでしょう。それはそれでいいんですけど、私が言っているのは、堤防道路というのは利用者が車も通れない、要は歩行者だけという前提になります。しかも夜間となると本当に限られてくるでしょう。そのためにまた予算を大きくつけるというものもどうなのかなと私は思っております。

それで、照明器具をつけるんじゃなくて、キャッツアイという言い方をすると、穴掘るという、先ほど言った、上に張るようなもので、何らかの形で方法を考える。これも何か技術的に今、新

しい製品なんでまだ高いでしょうけど、いずれ安いものも出てくるのかなと思うんで、そういうものをぜひ検討してほしいなというふうに思って、今回の2番目の質問としておきます。

先に3番目行きます。先ほどの町内の明かりについての質問をしましたが、町で先ほど言った空き家というものが一番問題になりますと、歯抜けみたいな形の部分です。崩してくれたけど、その空間がずっと電気がない。これを外灯をずっとつけていくと、お金が幾らあっても足りませんし、外灯の明かりというのは、先ほど言った温泉街の町並みの明かりとか、ああいうぬくもりのある明かり、いわゆる白い電気ではなくて、昔からあるろうそくの明かりじゃないですけど、そういう明かりみたいなものを少し設置するだけでも、町の雰囲気は変わるのかなと思うんで、例えば安価な、簡易型な太陽光発電の電球なんかあります。そういったものを町内の照明にできないか。基準が今だと外灯、たしか照明、ルクスカ何かで外灯つけるときに基準があると思う。それ以下になるはずなんで、町の基準を二重基準か何かつくって、外灯は外灯、これはあかり、ともしびという形で、そういう段階的に2段階の基準にしてもらえないかなというのが1点です。

もう一つが、今言ったように、各家には玄関、少しなるべくお願いしますという感じで玄関灯をつけてもらう。玄関灯がない部分に関しては、今言った簡易型の太陽光の発電の電球、そういうものを町に設置していく。よくお祭りのときにぼんぼりがずっとぶら下がっています。あのイメージです。明るさはこんなに明るい必要ありません。本当にろうそくの明かり、蛍の光ぐらいで結構。そういうもの、言い方悪い、百均行きやあるじゃないですか。それを使う、使わんは別として、そういうものを町として考えてみてはどうでしょうかというのが3番目です。よろしくお願いします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） それではお答えいたします。

町内の防犯灯設置基準につきましては、先ほど山本議員言いましたように、警察庁の安全・安心まちづくり推進要綱では、最低でも4メートル先の人物の顔の向きや挙動、姿勢等が判別できる照度として、水平面の照度は3ルクスを確保することと定められ、また、福岡県の安心・安全まちづくり条例では、道路等を設置し、または管理する者は、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等、必要な措置を講じるよう努めることとされていることから、その基準は維持しなければなりません。

しかしながら、防犯灯の設置間隔、おおむね25メートル以上としていることから、明かりが届かず、十分な明かりが確保できない中間部については、最初の質問にもありました様な、玄関灯をつけてもらうなどに関連いたしますが、町の安全・安心や地域の明かりを、明かりを照らすことを目的として、自分自身や家族を守るため、また地域全体での防犯活動を目的として、道路に面した住宅の玄関灯を夜間、一定時間点灯し、道路を照らす、一戸一灯運動の取組が全国各地

で行われております。

町や自治会が設置する防犯灯では明かりが届かない場所については、一戸一灯運動の取組についても、これを補完することで、安全・安心なまちづくりにつながるんじゃないかというふうに思っています。

したがいまして、簡易型の太陽光の充電式のライト等の照度の低い明かりは役に立たないというふうには思っておりませんが、今後、住民の御理解を頂き、一戸一灯運動についても検討する必要があるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、今日どうのこうのという話ではないでしょう、こういう話は。ただ、たまたま今回はコロナというものがあって、町民が沈んだ雰囲気になると。せつかく、暗い、暗い雰囲気の中で、せめて心だけでも温かいような町にしてほしいなど。

そこで、町長に先に一言お聞きしたいんですが、昔は通りの家というのは、玄関灯はもちろんですけど、家の中の明かりが漏れていたんです。最近の家というのは、外にはなかなか光が漏れない造りになっているから、本当に通りを通っても暗いんです。

昔は夕方、暗くなって家に歩いて帰っても、子供のとき歩いて帰っても、常にどこかで人の声と明かりがあったんです。今は本当に町が暗いんです。これは変えることはできないにしても、せめて玄関灯だけでも、ちょっと皆さん、つけてみませんかという呼びかけなんかできたらなと思うんで、町長、そういうのはどうでしょう。一言町長から投げかけてもらえませんか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） ありがとうございます。山本議員おっしゃるとおりかなと思っております。私も以前から中津辺りから夜、吉富町に入ってくると急に暗くなる。特にもっと言えば、東京に出張の際に、東京から飛行機に乗って、羽田空港から北九州空港に着いて、いきなり真っ暗なんです。そして、椎田道路を走ると全く明かりがない状態で、少し寂しいなと思っておりますが、これはこれでまた田舎のよさというのがありまして、先ほど山本議員おっしゃったように、昔は夜道を歩いていると家の中の声が漏れ聞こえたりして、明かりもぼんやりついてて、今は防音とか光を遮るカーテンも多くなっただろうなというふうに思っています。

いろんな意味で通りを明るくするというのは、常々気をつけておりますので、一番最初の御質問にありましたように、各家庭にお願いするというのは、呼びかけぐらいはできるんじゃないかなというふうに思っています。

それと随所に暗いと思われる所は、夜間、今、職員がパトロールもしていますし、山本議員もいつも頑張っておられる青パト等でお気づきになったところは、ぜひ私どもにお知らせを願っ

て、私たちのほうで見に行って、必要とあれば早い時期にそれを実現していきたいなというふう  
に考えています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ありがとうございます。次の質問に行きたいと思いますが、今、  
話を聞いて大変うれしく思います。私が言っているのは、防犯灯は絶対大事なんで、それはどん  
どんこれからもやっていただきたい。ずっと朝、夜、夕方から次の日の朝まで、ずっと明るくし  
とってくださいという話じゃないんです。これは寝るときには切っていいですよ。ただ人が動  
く間だけでも少し電気つけましょうよ。先ほどの太陽光のやつでも、三、四時間もてば十分なや  
つでいいです。9時、10時になったら切れるぐらいな安易なものでいい。24時間、ずっと光  
が耐えないと悪いとか、そんな立派なものつけてくださいという話じゃない。その辺はまた今後  
検討していただいて、町並みづくりに一工夫してやっていただきたいなど。

あとコロナの今なんで、今一番してほしいことは、先ほど言った玄関灯だけでも呼びかけをし  
てもらえるようにお願いしたいと思います。

続いて、次の質問行きたいと思います。2番、新型コロナ禍における町の財政全般についてお  
聞きします。

今回の新型コロナによる国とか県からの歳入、いわゆる交付金その他の総額についてお聞きし  
ます。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症に係ります国・県からの歳入総額という御質問です。国・県  
の補助金、交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、  
各所管の事業に対する個別の補助金等があります。

今回の定例会で補正予算を計上しているものを除きまして、現在まで交付決定をしているもの、  
あるいは交付申請をし、交付が予定されているもの等について、歳入の総額としてお答えをさせ  
ていただきます。

歳入の総額といたしましては9億1,807万8,000円となっております。主な内訳としま  
して、地方創生臨時交付金として2億1,021万9,000円、特別定額給付金及び子育て世帯  
臨時特別給付金事業の補助金としまして7億87万5,000円、その他3保育園に対します支  
援事業費補助金、障害者入所給付費等としまして324万4,000円、国保の会計で収入減に  
伴う国民健康保険税の減免に対する特例補助金としまして374万円となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それでは続きまして、2番、町としての、これらに関しての歳出の総額について、内訳等お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 歳出総額ということで、12月1日現在でお答えをさせていただきます。すみません。12月10日時点です。10日時点で支出が終了したもの、及び契約が既になされているものとしまして9億128万9,300円というふうになっております。

内訳としましては、各種、コロナの関係で補正予算も組ませていただきました。ですので、特別定額給付金及び子育て世帯の臨時給付金を除くコロナ関連事業全般としまして2億828万5,266円、そして先ほどの臨時の給付金としまして6億9,300万4,035円ということになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それでは、3月の当初予算のときにまで確定するわけではないんですが、今現時点でいいんで、次年度の新型コロナ対策と現段階での計画、予算などがありましたら、皆さんに説明してください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

来年度のコロナ対策の予算的な部分の計画ということでございます。本町では、今、山本議員さんおっしゃいましたように、来年度の予算編成に向けて各課で作業を行っているところでございます。現在のコロナの状況を見ますと、本年度の当初のような予算編成どおりには決していかないというふうに考えております。

公共施設の管理や町が実施する事業などにつきましても、当然、何がしかのコロナ対策が必要になってくるとともに、そうなればそこに係る経費も必要であるというふうに考えております。

ただ今現在、アメリカのファイザー社によるワクチン接種も始まり、日本はその他、アストラゼネカ、モデルナ、計3社のワクチン供給について合意をしているところではございますが、まだまだ現状すぐに改善できるというのではなく、今後の感染拡大の状況も、今現在では未知数であるというふうに思っておりますので、当初予算の段階で、その対策費の全てを網羅した当初予算の編成は難しいものではないかというふうに考えております。

ですので、この1年間、経験したところで、ある程度、想定し得るものにつきましては、当初予算にて計上するものとし、緊急の場合につきましては、今年度同様、必要に応じまして、補正予算等での対応もしていかなければならないというふうに考えております。

本年度補正予算で計上しましたが、通常の予備費とは別枠で、来年度につきましても、コロナ対策予備費の計上も同様に必要ではないかというふうに、財政部局としては思っているところがございます。このような考え方の下に、来年度のコロナ対策の予算としての計上は進めていきたいというふうに思っております。

具体的な内容につきましては、今、山本議員さんおっしゃったように、3月の定例会にて当初予算として表していきたいと思っております。町としても長い行政運営の中でも経験のないことでございます。議員の皆様のお意見もお聞かせいただきながら、しっかりと協議をさせていただき、対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 大変よくわかりました。今、答弁の中でワクチンの話があったんで、1点、関連としてお聞きさせてもらいたいんですけど、町として今回新型コロナに対しての、いわゆるよくテレビとかで騒がれていますPCR検査とかワクチン接種の予定とか、何かそういう計画とか、何かそういう話がありますか。その辺、もし分かれば。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、今現在、検討中ということになっております。それと、コロナワクチンに関しましては、国の動向を見て、いつから接種ができるというふうなことで、国のほうが今計画しておりますのは、購入できた場合、各町村を窓口にということで今情報が来ておりますので、もうちょっと詳しい、いつ導入できるというふうなことが分からない限りは、まだ正確には動けないので、その動向が分かり次第、町のほうとしても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 時間、たっぷりありますけども、今回、私はこの辺で終わりたいと思いますんで、先ほど言ったように、本当に沈んだ雰囲気の中、私も夜、ウォーキングを少しさせていただき、町長に何回もお会いしたんですけど、暗いんです、本当に真っ暗なんです。僕、目、悪いんで見えないんです。何回も堤防通りでつまずいたんで、あまりにも暗過ぎるかな。

その中で今、みんなたすきしてくれたりとか、小さいライト持って歩いてくれてはいるんですけど、本当危険な部分もあるんです。せめて明るくならないかなというのと、明るい所通ると車が多いんで、夜、車となるべく接触せんようにしたほうがいいし、そのときちょっと車の通りがないような裏通りに入ったりするんですけど、そしたら本当に家の電気が全然ついてないんです。

空き家かなと思うぐらい、新しい家は本当外に光漏れないんで、少し明るい雰囲気になったら、町も変わるのかなと思ひまして、今回の質問にしたいんですけど、何かそれに町長、感じたことあるみたいなんで。どうぞ。

○議長（是石 利彦君） 最後に町長。

○町長（花畑 明君） さっき土手沿いの明かりのことは触れること忘れたんですけども、太陽光で、太陽光の太陽光エネルギーか、力で土手に何か簡易なものをずっと並べたらいいんじゃないかなというふうには、以前、担当課長とも話はしてたんです。山本議員は御夫婦で仲よく散歩されている姿を見まして、いいなと思ひながら、本当に足元が明るくなれば、もっと家庭生活も明るくなるんじゃないかなというふうにも推測もいたしました。ぜひ前向きに考えていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 要らんことを。やぶから蛇になってしまったんで余計なこと言っ  
てしまいました。取りあえずすみません。これで早いんですけど、終わりたいと思ひますが、本  
当に今回の新型コロナで職員の皆さんの本当に頑張っている姿、よく見ております。これからも  
町民のために頑張っていたきたいと思ひまして、私らも町民に向けて、明るい町に少しでもで  
きればなと思ひて、今回の質問といたします。

以上にて終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回項目が多いので急ぎ足で行きたいと思ひま  
す。よろしくお願ひいたします。

まず1点目です。住民からの相談に対する窓口についてです。

これは実は住民の方から具体的に聞かれたんです。個別に対応しようかなと思ひたんですけど、  
一般的なことでもありますので、今回取り上げました。

まず、総合案内的な課は本町の場合、どこなんでしょうか。中津市とか豊前市に行ったらあり  
ますよね、案内のところが。本町はそこまでは思っているんですけど、そういうところに当たる  
課はどこでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、議員御質問の総合的な窓口といたしましては、未来  
まちづくり課と考えております。町民の方がどこの課に相談したらいいかわからないというこ  
とであれば、まずは未来まちづくり課で御対応をさせていただき、担当課へおつなぎをいたします。

残念ながら、今岸本議員おっしゃったとおり、現在の未来まちづくり課の配置場所が2階となっております。住民の皆様には少し目のつきにくいところとなっておりますが、しっかりと存在感を発信していきたいと考えております。

また、直接役場へ御来庁頂き、迷われたときには、最寄りの窓口にて御相談頂ければ、各職員が適切な窓口へ御案内をいたしますが、それでも窓口担当者においても迷うような案件の場合には、未来まちづくり課の職員がすぐに1階へ駆けつけるように対応を準備いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういったふうに、どこの課なんですかというような質問を聞かれましたんですけども、今度別の方からは、役場に行って、どうかな、どうしたらいいのかなと思っていたら、すぐ職員の方が来てくれて、とても助かったという声もありますので、今、課長が言われた対処の方法をしていただけたら大変いいんじゃないかなと思います。

次なんですけど、相談窓口に行って相談したんですけども、ここに書いているんですけど、納得がいかないとか、思いがなかなか伝わらないとか、あるいは人間と人間ですので感情的なものがあります。そういうときに、そこには行きたくないと思われるようなときに、その次にその問題で相談するときには、どうしたらいいのかというのを併せて聞かれたので、お答えできるようでしたらお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） お答えします。

吉富町の吉富町行政組織規則にて、未来まちづくり課の業務の一つといたしまして、広聴に関すること、不服申立て及び訴訟に関することがございます。住民の方の相談内容にもよりますが、例えば窓口でのやり取りの中で、担当者の回答や対応に納得がいかないとか、何度も相談をしているのに対応に満足がいかない等があれば、未来まちづくり課に御相談をください。内容をしっかりと伺いし、相談内容に応じた必要な手続の方法、また担当者や担当課に指導が必要な場合につきましては、担当した職員がしっかりとするよう、所属課長を交え、しっかりと教育をさせていただきたいと思っております。

また、現在、町民の皆様の声を町政に反映させるため、町民の方々と最も身近で接しているあいあいセンターをはじめ、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員には、どんなささいな御意見でも聞き漏らさず、定期的に集約をし、未来まちづくり課に提出の上、町長に全ての声が届く事務の流れをつくっているところでございます。

今後も町民の皆様よりの御意見を生かし、町政に反映をさせていただき、町全体としてよい形へ導けるよう対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今言われたようなことをぜひ周知してもらいたと思います。何か困ったことがあったときに、役場に行ったらいいよということが言えるような、今でもそう言ったりはしているんですけど、本当にみんながお互いにそんなふうと言えるようなまちづくりができたらいいかなと思います。

では次に移ります。次は、健康に関わる問題についてです。

御承知のように、1点目なんですけれども、令和3年、来年の4月から福岡県の子ども医療費の補助が中学生にまで拡大されます。このことでまず町の負担はどのくらい少なくなるんでしょうか。令和元年度実績でお答えください。

そして、この財源で子ども医療費の無料化を今より拡大させるという考えがあるのではないかなと思うんですけど、ぜひ具体化されていることがありましたらお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

令和3年度4月からの県の子ども医療費の補助拡大に伴い、町の子ども医療費無料化の拡大ということでございますが、現在、本町の子ども医療制度では、ゼロ歳児から中学3年生までの子供を対象としております。助成の内容といたしましては、ゼロ歳から就学前までは外来・入院ともに無料、小中学生につきましては、入院は無料、外来は一診療機関当たり月800円の自己負担限度額となっております。

福岡県の現在の制度では、入院・外来ともに無料なのは3歳未満までであり、3歳からは入院で1日500円掛け7日間で、最高3,500円の自己負担、外来では月800円の自己負担が発生いたします。小学生においても同様で、入院、最高3,500円、外来で月1,200円の負担が発生し、中学生は今までは対象外となっている状況です。

しかし、来年度、県が行う予定の改正助成制度では、中学生が新たに対象として加えられ、入院で最高3,500円、外来では月1,600円の自己負担限度額となりますが、この新制度と比較いたしましても、本町の助成内容は評価に値する充実したものになっていると自負しております。

今回の県の改正に伴い、本町の子ども医療費助成制度内容の拡大を行う検討は、今のところしておりません。しかしながら、今後も現在の助成内容を継続実施することで、子育て世帯の応援団として頑張っていきたいというふうに考えております。

それと、先ほど町の負担がどのくらい減るかということですが、令和元年度で概算で、これ国

保、社会保険になりますので、なかなかはっきり分からないんですが、県の補助金が90万程度増えるのではないかというふうに、概算では見積りをしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の県の補助の拡大を受けて、福岡市では自己負担を少なくするようにしています。それから、北九州市では対象を18歳までに拡大する予定ですが、今12月議会ですけれども、全国というか、県内の自治体の中でも、この問題、議論されているんじゃないかなと思うんですが、本町では、先ほど言われましたように、月に800円かかります、子供たちに。この800円についても、近隣で行橋、荇田、築上では600円です。そして、築上、みやこでは対象が18歳までになっています。吉富町でもとても頑張ってくださいているんですけれども、近隣と比べるとちょっとどうかなというところもあります。せめて月800円というのはどうにかなりませんか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

行橋、みやこ、荇田につきましては600円となっておりますが、就学前、小学生も負担がかかっています。吉富町はその分、無料となっております。なんで、近隣では築上町さんが18歳までは無料、入院につきましては無料、通院につきましては600円の負担というふうになっております。

吉富町、上毛町、豊前市につきましては、同じように800円。これ制度をしたときに参考に当初の制度を導入したときに、吉富町は県の子ども医療を参考にさせてもらって800円というふうに設定しております。

築上町さんはたしか、築上町さんは3歳児、未就学ということで600円、その当時、県が600円だったのを参考にして、その後、28年に10月から県が制度、子ども医療の制度を従うときに800円と設定がありましたが、築上町は600円のままだったので、それを上げるということをしてないようでございます。

よって、上毛町、豊前市さん、近隣は吉富町と同様の補助対象となっておりますので、今現在のところは考えておりません。

しかしながら、今年の3月議会でも申し上げましたが、今後におきまして花畑町長が子育ての充実に力を入れておりますので、町が推進しておりますふるさと納税や企業立地、女子集客のまちづくり事業等により、今後の町の財政、税収が上がった場合にはぜひ検討をするということで、今年の3月議会でもお答えさせていただきましたが、そのような方向で今後は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ぜひ検討していただきたいと思うんですが、ちなみに、600円、800円ですか、800円というのを、月に払っている800円が1年間で大体どのくらいになるかというのはわかりますか。分かればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

申し訳ございません。その分の資料は手元ございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ぜひ教えてください。その分を無料にしなくても、福岡市のように減額するというだけでもいいかなと思っているんですけども、また一報をお願いします。次に行きます。インフルエンザ予防接種の補助についてです。

新型コロナウイルス感染症の広がりが止まらない中、インフルエンザが同時流行するのではないかと不安が大きく広がっています。現状ではこないだ朝の報道で見たんですけど、例年に比べ極端に少ない、インフルエンザの発症が少ないというふうに言われていました。油断はできませんが、これは人々の感染対策と予防接種の効果ではないかと思えます。

さて、その予防接種ですが、コロナについても先ほどからもワクチンの開発が切に求められているように、重要な対策です。多くの人々がこの効果を受けられるようにすることが大切です。

まず、本町での補助の実態、予防接種をどのくらいの方が受けているか、その実績についての報告お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） それではお答えいたします。

インフルエンザ予防接種の補助についてですが、吉富町では現在65歳以上の高齢者と1歳から中学3年生までの子供に予防接種料金の補助を実施しております。高齢者インフルエンザ、これは定期接種になりますが、厚労省のインフルエンザ予防接種実施要綱により、65歳以上の方、それと、60歳以上で65歳未満の者であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であるというふうになっております。

接種回数につきましては、1人につき1回、助成額につきましては、3,000円を上限、これは個人負担1,000円を医療機関に支払う。生活保護の世帯は減免というふうになっております。ただし、この1,000円につきましては、今年度、コロナ関係で県のほうが助成してお

りますので、今年度のインフルエンザ、高齢者につきましては無料というふうになっております。

続きまして、子供インフルエンザ、これは任意接種になりますが、町の子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業要綱に基づいて、予防接種に要する費用の一部を助成することとしており、子供の保健医療の向上及び子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、1歳から中学3年生までを対象として助成しております。接種回数は、13歳未満は2回、13歳以上は1回で、助成額は1回上限3,000円というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先日、私の友人で、年齢が64歳なんです、65歳に少し足りないんですけども、この方が接種を受けに行ったら4,000円支払わないといけなかったということで、家族が3人受けたとしたら1万2,000円、結構な額なんですよ。

それで、お隣の上毛町を調べましたら、ちょっと私、書いていたんですけど、持ってくるのを忘れちゃって、ちゅうで覚えてないんですけど、かなり助成がなされていたと思います。今、言われた子供たちと高齢者の間の人たちですよ。人たちに対しても非課税世帯については、たしか2,000円だったですかね、補助がなされていたりとか、かなり充実していたと思うんですね。

やっぱり本町でも、ちょっと拡充するべきじゃないかなと思うんですけど、今のお考えはいかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 担当課としましては、今、多分何も考えてないと思います。

実は、昨日、おとついでしたか、そういう話題で友達と話をしていました。コロナも怖いんですけども、実際のところ、インフルエンザのほうが本当は怖いんですよ。11月末までに、このインフルにかかった方が、去年は9万8,279人、今年はなんと263人なんです。そして、コロナで亡くなった方が、日本は2,200人ぐらいなんですよ、11月の。ところが、インフルで去年亡くなった方は4,000人なんですよ。だから、何が大切なのかと、今、岸本議員からの御質問によって、私もこの二、三日ずっと考えていたんです。だから、正しくこの病気を恐れると、コロナに対して。そして、毎年流行するインフルエンザの本当の怖さというのをもう少ししっかりと考えていきたい。

今おっしゃったように、この補助も御家族のことを考えると、やっぱり4,000円であれば、かなりの御負担になるんじゃないかなというふうに考えます。しっかりと予算編成を行って早急にこのインフルエンザに対する予防接種の補助ですか、考えてまいりたいなど、今、改めて思っているところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前向きな答弁がありまして大変うれしく思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

結局、インフルエンザにかかったら治療費もかかるし、医療費も上がるだろうし、そのことを考えたときにも、やはり予防をするということはとても大事だと思います。よろしく願います。

じゃ、次に行きます。

次は、今後のコロナ対策についてということで、2点お願いします。

まず、国保税の18歳以下の均等割の免除を持続させることについてお尋ねいたします。

国保税には、協会けんぽ等にはない均等割と平等割があり、国保税の制度的見直しを求める声在全国知事会を駆けめぐって広がっていることは承知のとおりです。そうした中、本町では、全国的にも少ない18歳以下の均等割部分の免除をコロナ対策として、令和2年度実施しています。これは、高く評価されるべきことだと思います。

しかし、コロナ感染の広がり止まらなく、一層経済的な影響が大きくなる一方だと考えております。ことに、飲食業の方をはじめとした業者の皆さん、そして、協会けんぽの対象でないパートのパート労働やアルバイトの形態で働いている方たちの雇用状況も悪化しています。これらの人々は国保の対象者です。

こうした状況の中で、この免除を持続するべきだと、次年度もですね、思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えいたします。

国民健康保険につきましては、医療の高度化や高齢化の進行に伴い、医療費が年々増加傾向にあり、本町のみならず福岡県全体で国民健康保険財政は厳しい状況でございます。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、被保険者の皆様の生活や収入に大きな影響が出ており、そうした方々の負担を軽減するために、本町独自の事業として、本年度に限り、特別に18歳以下の方の保険税の均等割の免除を行いました。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、本町の国民健康保険財政は厳しい状況にあり、今後も国民健康保険特別会計の安定的な運営を維持していくためには、保険税率の引上げも検討しなければならないという状況でございます。そうした中で、来年度以降も継続して国保税の18歳以下の均等割の免除ということは難しいというふうに考えております。

ただ、先ほど総務財政課長も答弁申し上げましたが、コロナ感染症が収束どころか拡大に向か

っているという状況でございますので、今後の状況を見ながら、来年度については検討していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 財源の問題はあると思うんですけど、今年の財源は交付金が充てられたのじゃなかったかなと思うんですけど、その辺どうやったですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回、令和2年度に限りということでの制度をいたしました。現時点で70世帯120人の方が対象になっておりまして、その減免額が183万4,200円というふうになっております。

これ、当初は国の交付金を充てられるというふうに見込んでおったんですが、ちょっと難しいという回答を頂いておりまして、もうこれ、町の一般財源でみていただくというふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 財源的なところは分かりました。それでもなお、コロナの感染の状況によっては検討していただくということは、一般財源を使うことになると思うんですね。そうすると、本当に町の姿勢というのが問われもするし、評価もされるのではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、次です。

次は、これも以前の議会で取り上げたんですけども、小学校の消毒のための作業員を配置するということについてです。

以前の議会で取り上げたときの答弁は、現場からの声が上がっていないと、頑張ってくれているというような把握と認識だったと思います。第2波でコロナ感染が収束に向かえばうたったのかもしれませんが、第3波で大きく広がっており、先ほどもありましたが、収束の見通しは立たない状況にあります。二、三年はかかるのではないかという情報さえもあります。

こうした状況を踏まえれば、教師が専門性を大いに発揮し、子供たちに向き合ってもらうためにも、ほかのことで、ほかのものでも代替が可能なことは、やっぱり支援していくべきではないかと思っております。必要性についてはどうお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） コロナウイルス感染症対策本部事務局であります子育て健康

課よりお答えをいたします。

先ほど岸本議員も言われましたように、9月議会でも申し上げましたが、学校施設の消毒作業のための施策についてですが、現在のところは、小学校では教室の机やドア、スイッチ、トイレの便器、床、手すりなど、使用後の特別教室、タブレット等、日々使用しているものにつきましては、使用した後に次亜塩素酸水で先生方が消毒を行っております。

今後につきましても、新しい生活様式に取り組むに当たって、手洗いや咳エチケット、室内換気といった基本的な感染対策に加え、冬場における適度な湿度管理など、衛生管理マニュアルに沿った対応も求められて、今、ございます。

先生の負担ということに関しましても、今までにない余分な分があり、負担が増していることとは思いますが、このコロナ禍でございますので、どのような方にもいろんな意味での負担は増となっております。限られた予算の中、みんなで分担してそれぞれの役割を果たして、この難局を乗り越えなければなりませんので、子供たちの安全を守り抜くためにも、教員の皆様にも御協力を頂き、引き続き頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 続きまして、教務課から学校現場の現状についてお答えいたします。

学校はこれまで、新型コロナウイルスの感染リスクをコントロールしながら創意工夫の下、学校運営に取り組んでいますが、感染対策に力が入り過ぎますと、大人の緊張が子供に伝わり、特に小学校においては、楽しい学校と安全な学校のバランスの難しさも一方であります。

学校現場では、教員それぞれ協力しながら、子供たちの安全安心のためにしっかりと頑張っていることを校長からも聞いておりますし、教育委員会も十分に承知しております。消毒作業員の配置に関しても、どうしても心配ということであれば、担当課職員のほうでも時間をつくり、手伝いに伺うことも考える必要がございます。

小学校からは、正面玄関や各階の昇降口などに設置する手指用のアルコール消毒液や手洗い用石けんなど衛生用品の継続的な確保と供給が求められている状況でございます。

今後の状況において、作業員の配置が必要な際は、教育委員会で、先ほど申しましたよう、しっかりと配置手続を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 少しちょっと残念な答弁なんですけど、近隣の状況は把握しておられるんでしょうか。分かれば、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えいたします。

近隣で、上毛町の小学校においては、本町と同様に、小学校の教員の方が清掃活動をやっているというのを伺っております。

一方、豊前市の一部の学校で、PTAの有志の方が除菌作業に協力していただいている学校もあるということはお聞きしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が知っているのは行橋市、行橋市はスクールサポートスタッフというのを9名雇い入れて、日給で6,500円、この方たちが市内の学校を回って清掃作業をしていらっしゃるそうです。

それから、ちょっと遠くなりますが、田川市は学校施設の共用部分の消毒を外部委託しているところがあります。この辺は市なんですけど、ちょっと、確かめてないんですけど、築上町がしたんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと定かではありません。

これ、長くなると、先生たちも本当に大変だと思うんですね。今、学校現場の何ていうんですか、前回のときも少人数学級でお聞きしたときに、本当に支援員というか、いろんな制度を利用して少人数学級を実現したりとかして本当に頑張っているんですけども、やっぱり先生たち大変じゃないかなと思うんです。先ほど、どの時期でも大変だということだったんですけど、やっぱり子供たち自身もストレスを抱えていて、そういう子供たちを指導する立場にある先生方の苦労というのは本当に大変じゃないかなと思うんですね。その子供たちに本当に向き合っていて専門性を発揮してもらうためには、私は、これはもうぜひ必要じゃないかなと思うんですね。

大したお金もかからないのじゃないかなと思うし、それから、やり方によっては、何かのほかの仕事の方にちょっと上乘せ、費用をお支払いするのを増やしてしてもらうとか、そんなに大変なお金はかからないと思うから、ぜひ、これをまた検討していただきたいなと思います。ぜひ、近隣のほうも調べてみてください。よろしく願いいたします。

では、最後の入札制度の現状と今後の在り方についてお尋ねいたします。

私が議員になったばかりの頃、もう二十数年前になりますが、あの頃は予定価格については類推されるという理由で事後にも公表されず、今では当たり前となっている入札結果表、この提出もありませんでした。情報公開条例を使って入手しなければならないような状況でした。でも、その後、公正で透明性の高い入札制度を求めらる中で変化してきたものと思います。

つまり、今の、やっぱりその過程の中にあると思うんです、民主的な入札制度をどうつくっていくかというのは、改善するべきところは改善していくという、そういう態度が必要じゃないか

なって思うんですね。そういう立場で、私は今回の質問を行いたいと思います。

最近の町の状況を見ますと、ここに書いているんですけど、予定価格の99%を超える落札もあれば、最低価格で並んでいくじで決まるということもあります。こういう実態について、まず、どんなふうにお考えかということが一点ですね。ちょっと、3回なのでいろいろ言います。

それと、もう一つ、今回議論するに当たって、抽象論になったら、ちょっとうまくいかないかなと思ったので、事例でお尋ねしていきたいと思うんですが。

先日、議決された町道小犬丸界木線、佐井川橋補修工事、ついこの間です、10月ぐらいだったと思うんですけど、これを例にお尋ねしたいと思います。

このときに、予定価格と最低制限価格が事前公表されています。それぞれについて、いつからこういう方針なのか、そしてまた、その経過の中で、執行部が今、問題あるいは検討すべきと考えられることがありましたら報告、2点お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 入札を今現在、4月から機構改革で担当しておりますので、まずは総務財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、御質問にお答えをするところではございますが、今、岸本議員さんがおっしゃられましたように、いろいろな部分で、前回は岸本議員さんも最低制限価格の設定等々についても御意見を頂いておりました。町としても、そういう部分はきちっと受け止めますと協議をして、変えるべきところは受け入れながら変えてきたというところをまずお話をさせていただいて答弁のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、本町の入札制度及び落札の現状についてです。

本町の入札会の実施に当たりましては、今おっしゃられましたように、予定価格の事前公表としておりまして、工事に係る入札につきましては最低制限価格を設けることとして、令和元年の10月1日から、これについては実施をしております。こちらについても事前公表ということで、昨年の10月1日から実施をしております。

工事につきましては、事前公表ということですので、入札通知書において予定価格、最低制限価格、両方を記載した上で指名通知をいたしまして業者に送っているところでございます。その上で、指名業者につきましては、町が示した仕様書に基づいて、各社積算を行い、札入れを行っているところでございます。

その積算につきましても、まさに、もう各業者それぞれ事業者の方々が企業努力というところで入札会に臨んでいる結果が今の入札結果として現れているところであると思っております。

今年度の入札の状況をまず見てみますと、11月までの入札としまして、岸本議員さんがおっしゃいますように、最低制限価格を導入しました工事について、34件中14件、約4割は最低

制限価格での落札ということになっております。それ以外では、落札率は99.9%から75%の幅となっており、委託業務や備品の購入につきましても、これは最低制限価格導入しておりませんので、99.8%から60.3%の間というふうになっております。

この幅というのも、先ほどの工事と同様、それぞれの指名業者さんが企業努力の結果ということで理解をしておりますので、こちらに幅がある、あるいは、最低制限での入札ということをもってのみ、そこに何かの課題があるということは今のところ認識しておらず、現在の入札方法は適切であるというふうに判断はしております。

今後の入札制度の在り方についてですが、先ほどもお話ししました改善すべきところを改善したり、結果として最低制限を入れたわけですが、来年度以降も入札制度については、その時々で検討はしていきたいというふうに思います。

ただ、来年度から、指名願の受付から入札まで一連のシステムで行っていくための電子入札制度の導入も予定をしております。

先日、町長が全員協議会の場でも申し上げましたように、当然、その時々で課題となったものはしっかりその時点で整理をしまして、内部協議も十分行い、変更すべきことは変更していきながら、入札の透明性、競争性、公正性、そして品質の確保等、時代に即した入札の在り方に十分な注意を払いながら業務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 方向性については共有できたかなと思います。原則的なところでですね。

実は、この間、さっき言った佐井川橋の補修工事の契約案件の中で、私、とても反省してましてね、あのとき、私は最低制限価格の事後公表をされているものとばかり思っていたんですよ。ところが、事前公表ということがおっしゃられて、そして、議論の中で、問題と思ったところは申し上げて賛成したんですけども、あの判断は正しかったのかなってちょっと自分の中で反省としてあるんですね。もう少し中身を聞いて、もう少し言うべきじゃなかったかなというふうに。

ずっとこう思って、今回、自分の中で精査してみたんですけど、この事例では、1回目は10社全てが次回で不調だったと。2回は、13社のうち1社のみが参加の意思を示したけれども、1社入札をしないということだったので、一応不調に終わっていますよね。

次に、この1社と見積入札がなされているんですけども、では、何で2回目の不調を受けて3回目をしなかったのかというのが一つ疑問にあったんです。そのことをちょっともう一回お尋ねをしたいと思います。

それと、この2回目の入札会で参加した1社と見積入札が行われた際に、答弁では、伏せられていたものの、2回目と同じ予定価格と最低制限価格だったと、たしか言われたと思うんですね。ということは、工事も同じだと、工事内容は同じだということになるわけでしょう。そうすると、この業者は、指名のときに知ってますよね、予定価格と最低制限価格を。

そうすると、高いところで99.何%だったと思うんですけど、高いところでこう落札するのは、これ、当たり前だなと思ったんですよね。だから、本質的に、見積入札ってなったんだけど、2回目の1社入札をしたってことと中身は一緒なんじゃないかなと思うんですね。そこら辺の認識は告知できるのかなと、そこをお尋ねしたいと思います。

それと、3回目は、なぜ、しなかったのか。あるいは、もう2回して不調に終わったら、そういうふうにするというふうに決められている何か方針などがあるのかなと思ったんですけども、その点、いかがでしょうか。2点お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 先ほどの入札案件の事例につきましては、3番目の質問と1番目の質問がほぼあれなんですけど、まず1社、1回目の入札あるいは2回目の入札の中で、当然、もう町の工事というのは、私に不足があれば所管課長のほうからお答えがあるとは思いますが、当然設計もして、その工事が必要、その内容で必要というところでしたので、3回目をしなかったというのは、もう、ある意味業者としては考えられる近隣、あるいは、指名できる業者は全て拾った上での2回目の入札でしたので、3回目の入札というのは、あるいは、業者を替えるというのは非常に難しいかなというところもありますし、当然、法に基づいて、入札は成立しない場合は随意契約で契約もできるというふうになっておりますので、規約に基づいた中で、その範囲内で契約はしたということになっております。

最後の1社、じゃ、その1社から見積りをもらって、1社入札と一緒にではないかというところも、考え方としては同じなんですけど、考え方というか、先ほどの答弁と一緒にすけれども、あくまで、もうそういう形で随意契約ができるというふうになっておりますので、それが1社の入札というふうではなく、入札の意思のあった1社から見積りを徴して随意契約を行ったということで、1社入札をしないというところ、岸本議員さんがおっしゃるように、結果としてそういう見方というものもあるかと思うんですが、こちらとしましては、当然その範囲の中で見積りを徴して1社と随意契約をしたというだけのことであって、入札を行ったという認識は、1社の入札をしたという認識はこちらとしてはございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川橋の補修工事につきましてはの所管課でありますので。先ほど

岸本議員が質問いたしました入札の予定価格と、それから最低制限価格が公表されているという部分で、まず最初に、前者が辞退をいたしました。本来であれば、同じ業者に再度入札するのであれば、設計書の見直しというのが必要になってきます。

ただ、設計書の見直しをするには、数量の変更であるとか、工法の変更であるとか、そういったことをしなければなりません。佐井川橋の補修工事につきましては、業務委託しております。変更する内容のものが今年度は、次年度以降のものを繰り上げてするというのは工期的な部分もありまして、それはできないという判断をいたしまして、内容は見直さず、業者を入れ替えて再度入札をした次第であると。それはもう総務財政課長が答弁したとおりでございます。

2回目の入札におきましても、1社のみ応札の意思を表明したと。それにつきましては、地方自治法の施行令の中でも、競争入札をして入札者がいないとき、または、再度の入札に付し、落札者がいないときは、随意契約ができるという、でございますので、そうしたことから、現在、契約しております業者と契約したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目ですよ、私。2回目にみえたその業者の方と見積入札を行うというのは、法律でも許されているし、それはオッケーだと思うんですよ。だけど、そのときに同じ工事で、その前に予定価格も最低制限価格も公表してたら、高いところで落ちるのは当たり前でしょう、誰が考えたって。それって、もう入札じゃないですよ。

でね、そういう場合、ちょっとどこかで聞いたんですけど、そういう場合は、工事の内容をほんのちょっと変えて、そして両方とも伏せて、1社だから、相手は。そうすることが大事、普通そうするんよねっていうような話も聞いたんですがね。

今回、それがなされてなかったんで、今後、もう3回目なので、今後のことを言いたいんですけど、今後、そこはそういうふうな、私ちょっと詳しくは分かりませんが、業者に分からないともう、類推も何も分からない形、今回はもう見えていますもん、工事内容が一緒なんだから、予定価格こうですよって言うてる中での見積りなのでね。そのところは、もう絶対改善しないと悪いと思うんですよ。その業者さんにとっても、町にとっても、そんなのおかしいよねって言われたくないので、ちょっと、そこはもう、私が言っていることが現実ならば変えていただきたいというのが一つですよ、変えるべきだということが一つ。

それと、もう一つ、最低制限価格のことなんですけど、私ずっと最低制限価格を設定すべきだと言ってきました。それはなぜかという、あまりにも落札額が低かったから、その業者さんは、もう、業者も利益を求めなければいけません、やれませんか。利益がなかったら、そこで働く労働者の人たちへのしわ寄せが行くって、そういったことが全国的にもあったので、それを言

ってきたんです。それを、現町長になって言ってくれさせたのは、とてもいいことだと思います。

ただ、今のように、先ほど言われた34件中14件、40%はそれで落ちていると。恐らく、くじになっていると思うんです。私、くじっているのは一つの運であって、公正さはあるかもしれないけれど競争ではないと思うんです。

だから、そこも変えないといけないと思う。そのときに、じゃ、どうしたらいいかということになると、最低制限価格については事後公表したらいいんじゃないかなと思うんですよね。そこは言わない。

行橋市が事後公表していますよね。行橋市はそれでも、事後公表しててもなおかつ、最低制限価格でも落ちているのがあって、かなりパーセンテージがあって、もう、漏れているんじゃないかということが言われているんですけれど。

今、2点ですね。今、言いました。最低制限価格の事後公表と、それから、さっきのようなちよっと、何回も言ったらあれなんですけど、工事の内容を変えて、若干変えて見積入札を取るということをしてもらいたいということについていかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 私が、町の指名選考委員会の委員長をさせていただいておりますので、ちょっと代表して、今の質問についてお答えしたいと思います。

まず、最低制限の事後公表についてです。これもメリット、デメリットがございます。

まず、デメリットの一番出てきますのが、最低制限価格を非公表にいたしますと、業者さんについて最低制限を、本当に取りたい業者さんにつきましては最低制限を下回りますと失格ということになります。となりますと、業者さんにつきましては、その最低制限を何とかして知りたいということで、いろいろな不正が起こってきております。それは、近年、近隣の市町にも同じようなことがいろいろ起きている、大変な問題になっております。

本町では、そういった不正は一切許さないという一貫した立場を取っておりますので、そういった意味から最低制限価格については事前公表で、不正が起きないことをしっかりすべきだろうということで、今、判断いたしております。

先ほど、公共工事につきまして、最低制限で、くじで金額的なところでデメリットがあるんじゃないかということだと、もう一つあろうかと思っておりますので、公共工事につきましては、そもそもが国のほう、県のほうで決められました公共の歩掛かりというものがございます。単価についても公共の単価がございます。これは、常々岸本議員さんがおっしゃっているように、品質を確保することと、そこで働く業者もしくは、そこで従業員の方たちの給料までをしっかりと確保するというを目的に公共工事の単価が、歩掛かりが定められているところでございますので、本来、設計額どおりで、仮に落札されたとしても、それは国としてしっかり末端の方たちの生活

までを考えた設計額でございますので、それが悪いということではないというふうには思っております。

ただ、競争性というところで考えますと、確かに、そういったデメリットもございますので、今回たまたま、先ほど案件になりましたようなことがございました。それを受けて、さらに検討しまして、電子入札というのを採用しようかと思っております。

その電子入札については、どなたが入札、札入れしたかというのが会場に集まりませんので全く分かりません。ですので、1社であっても、誰が札入れしたか分からないということで、競争性が保たれるということで、そういったことも制度として入れていくようにいたしておりますので、今後、先ほど瀬口課長が申しましたとおり、逐次最適な方法に検証を重ねていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 2つ聞いたんですけど、1つ。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません、もう一点だけ。

○議長（是石 利彦君） もう一点、はい。未未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すいません、時間ありませんので、手短に。

もう一点、仕様を変えてということでもございました。それは、自分も建設畑に長くおりました。よくやるのが、本当にもう数万円ぐらい、ちょっと仕様を変える、そういった小手先のことが結構現場ではあります。

今回については、経費を見直すというところもあるんですね。表には出てこないんですが、経費を見直すと。その可能性を秘めた上で、3回目のときは公表しなかったんです。だから、業者さんについては、ひょっとしたら、町が経費を見直している可能性がある、そういったところで担保をして今回発注したということです。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。

.....

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 6番、太田でございます。財政力指数の今後の取組方についてと

ということで質問を行っていききたいというように思っております。

健全化比率は毎年、県へ報告することと承知しております。夕張市の財政破綻から報告が義務化されたことが背景にあるようです。内容として、経常収支比率、実質公債費比率、財政力比率、町内負担比率など、町の財政現状を報告するものだと思います。財政力負担比率は、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる指数です。今回、財政力指数、財政力負担比率に着目し、通告文に沿って発言をしていききたいと思っております。

まず1番目に、一昨年、昨年と財政力指数は幾らだったのか。それと、重ねて、築上郡の例えば上毛町、築上町の指数も分かれば、同時に教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、御質問の財政力指数ですが、先ほど太田議員さんもおっしゃりましたように、これは地方交付税の算定の規定によりまして、算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、通常は3か年間の平均を用いております。財政力を表す一つの指数ということになっております。この指数が1を超えますと普通交付税が交付されない交付団体ということになります。

あくまで財政力指数というのは、地方交付税法の規定により求められた地方公共団体の財政力を表す数値の一つであるということなので答えを進めさせていただきたいと思っております。

御質問の本町の一昨年、昨年のこの指数はということですが、共に0.42ということになっております。

近隣の状況ですけれども、近隣の状況といたしまして、上毛町は0.29、築上町が0.34、みやこ町さんが0.37という数字が出ております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 吉富町は、考えられることは製薬工場並びに業者の部品工場とかいうものがありまして、そういったことがこの指数を押し上げている一つの要因ではないだろうかというように思っております。狭い吉富町、東西2キロで南北3キロだと思いますが、そういった狭い吉富町、工場を誘致するスペースとしては、そこそこ大きい企業を誘致するのは難しいかなというように思っております。そういったところから、どうしたら、どのような施策を講じたら今後の財政力指数がアップするかという2番目の問いに、質問に移りたいというように思っております。お答えをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 吉富町の0.42というところではございますが、これは非常に複雑な要因が絡んでおりますので、例えば、企業等の関係でうちが0.42ということで半分

ぐらい、ほかの町に比べて若干高いというような、これが一つの原因ではないというふうには認識をしております。

御質問が財政力指数をアップする施策はということですので、この指数が先ほど言いましたように基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値というところから見ますと、ただ、理論上は基準財政収入額、いわゆる分子である部分を増やし、分母である部分を減らすというようなことになれば、この指数は単純にアップできるのかなという、これは算式上ではございますが、そういう理屈になるかなというふうには思っております。

基準財政収入額を増やすということですが、これにつきましては、税金を増やすということが一番の一つ考えられる要因ではないかなというふうには思います。税金を増やすと、人口との関連性も高いものでありますので、人口を増やし、その中でも町内に家を建てていただいて定住人口を増やしていくということがいいのかなというふうには思っております。

そのための施策としましては、総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略等にも掲げておりますが、各種施策がございまして、御質問の施策に当たるものとして、具体的には定住化の促進、そのための直接的な施策で定住化奨励金の拡充や新婚家庭への家賃補助等で人口の増を目指しているところでございます。間接的には、教育の推進や、先ほど太田議員さんもおっしゃった企業誘致による雇用の拡大、福祉の充実などが挙げられるのではないかなというふうを考えております。

今後、企業誘致につきましても、企業等を誘致できるような様々な施策を議員の皆様とも御一緒に考えさせていただき、次の質問でも出てきますが、あわせて、町有地の活用も図っていききたいというふうには思っております。

次に、先ほどの財政力指数の算定の基準財政需要額に係る部分になりますが、今回の御質問があくまでこの指数のアップという御質問でしたので、そのためには分母である需要額を減らすという理論上のお話をさせていただきました。しかし、算定方法、非常に複雑なものがございまして、収入額を増やす施策の中で人口が増え、税金が増えた場合には、収入額は増加するわけですが、同様に基準財政需要額は人口や行政の面積、児童生徒数、あるいは公債費やその他の経費を標準的な数値によって地方交付税のルールに従って算定したものとなっておりますので、この需要額も増加するというものになりますし、子供が増え、児童生徒が増え、同様に需要額が増えてくるという結果になってくるわけでございます。そうなれば、御質問の財政力指数は必ずしもアップするということにはならず、結果として減少するということになる場合もございます。

また、需要額の算定に用いております公債費につきましても、これは公債費のうち、交付税措置がされるものが需要額の算定に用いるわけですが、町の財政にとっては非常にこの起債は有利なものでございますので、起債を同じするのであれば交付税措置があるものをということで今ま

で取り組んできました。そこを減らすということは、いずれにしろ起債はしなければいけない。ただ、交付税措置がないものとなれば、これは決して町にとっていい判断ではないのかなというふうに思っております。

あわせて、需要額と収入額の差が地方交付税として交付されることを考えれば、先ほどから御説明していますように、需要額が減り、収入額を伸ばした場合、結果としてその差額も小さくなりますので、交付税が減少するということにもなります。

このように考えますと、財政力指数、この部分のアップにつきましては、需要額の算式的な減らす努力というよりは、収入額の増によってのみ考えることが適当であるというふうに考えております。

加えまして、ふるさと納税などの寄附金や普通財産の活用をした結果として入ってくる貸付料など、自主財源はこの数値の算定には影響はございませんが、町の自主財源を増加することにより、町の施策に自由に使えるお金が増えることとなり、それは財政にとっては非常にいいこととなりますので、ふるさと納税、さらに工夫を加えまして進めていきたいというふうに町としては考えております。

以上のように考えていきますと、太田議員さんの御質問の財政力指数のアップ、そのための施策はという御質問でしたが、町としましては、財政力指数の高低のみをもって町の財政を判断するのではなく、他の財政の数値も含めまして総合的に判断しまして町の財政力というものを上げていく。そして、将来にわたって安定した財政運営を行っていきけるよう努力したいというふうに考えております。そのためには、町長が常日頃から言っております税金のアップ、ふるさと納税による収入の確保をはじめ、歳出につきましては、事務事業の見直しや行政の無駄をゼロベースで見直し、締めるところは締めるという共通認識を職員全員が常に頭に置きまして、日々の業務を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 説明としては大変わかったんですけども、吉富町もかなり町有地を所有しており、休眠町有地もかなりあると思います。先ほど担当課長のほうから、税金を増やすにはもう住んでもらうということとイコールに考えれば、休眠町有地をいかに活用するかというところなんです。そういった休眠町有地をいち早く宅地、またはほかの、ここに町勢要覧を持ってきてるんですけども、移住した方の10名の方が載っておりましたが、公園だとか子育てに充実している町に移住したということで、もちろんスーパーも近くにあるとか、いろんな立地条件が、好条件が加わったんだと思いますが、そういった面で質問の3番目に移りますが、休眠町有地の活用計画があればその内容と、今後すぐ計画に着手する予定があれば、計画内容の時

期だとか、そういったことに関しても御説明をお願いしたいと思います。各担当課が多分いらっしやるとお思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） それでは、現在、町が保有している行政財産、普通財産、まとめて私のほうで答弁させていただきます。

現在、町が保有していますあまり活用されていない町有地の内、まとまった広さのある直江県営住宅跡地、延命旧吉富製薬社宅跡地、小犬丸玄光院ゲートボール場・グラウンド跡地の活用については、公募または指名型、あるいは併用型のプロポーザル方式による住宅用地としての売却事業を既に検討中であります。

その事業の要旨としまして、若者世帯、子育て世帯を中心とした定住人口の増加を図ることを目的とし、民間事業者の高い発想力と豊かな創造性、販売力を最大限に活用し、購入価格や宅地分譲計画等の事業企画提案方式による提案を受け、総合的に審査した上で1社を選定し、町有地を有効な土地活用による居住環境の整備を行うものであります。

提案していただく主な計画条件としましては、若者世帯、子育て世帯を基本とした販売計画をすること、戸建て住宅用地または併用住宅用地等の分譲を目的とした計画とすること、分譲価格は周辺の土地取引に影響を与えない価格設定とすること、地域経済循環のため、町内関係事業者との事業連携に配慮することなどを中心に検討をしているところであります。

また、実施時期につきましては、令和3年度早々にはプロポーザル方式による売却事業を実施するための要綱の整備を現在進めているところであります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 休眠になるかどうか分かりませんが、わかば保育園の前のあれは太町グラウンドですか、あそこは今時々使っている方もいらっしやいますけれども、あそこは休眠にしているのか分かりませんが、あそこ、もし計画があるのであればですね。それと、佐井川の土手の上の雑木林は、たしかある方が町に寄贈されたと思っております。あそこはもちろんまだ整備はされていませんけれども、今後の計画としてあるのであれば、重ねてお答え願えないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川の上にあります寄附された町有地、それつきましても、同様に住宅用地であるとか、また、あるいはそれ以外の計画として検討はしなければならないというふうに思っております。ただ、先ほども答弁いたしましたように、現在あまり利活用されていない住宅周辺にある先ほどの地区をまず優先的に分譲していくことを考えております。その後、佐

井川河畔の森といいますか、それについては検討する必要があるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 太田議員おっしゃるとおり、太町グラウンドですか、時々数名の、別府地区の方が多いのかなとは思いますが、何か珍しいスポーツを、何ていうのかな（「ペタンク」と呼ぶ者あり）ペタンクというのを何か皆さんで笑い声が絶えないような感じでやられています。だから、それぐらいしか今は活用もないんですけれども、そういうこともできるようなまちづくりも考えてこれはいかなくちゃいけない。そして、太田議員、先ほどからるございましたように、佐井川の木がたくさん、あそこはもう1年ぐらい前からみんなで見学に行きまして、必要な木を残しながら、緩やかな道並みで住宅地にできたらいいなというふうに考えます。そうすれば、すぐ近くに何公園（「清流公園」と呼ぶ者あり）清流公園というのもございますし、川に親しむそういうまちづくりに今からはいいんじゃないかなというふうに考えております。とにかく町は小さな町なんですけれども、そういう遊休地がある場所はあまり住宅地としていい場所もあるんですけれども、そういうじゃない場所。全て一応何度も網羅、見学に行きました。あわせて、海側の電源道路がずっとあるんですけれども、一番突端のところは前中家町長さんのときに、あそこが工業団地というふうに銘を打って都市計画案に載っておりました。その後はあまり、その当時からその事業があんまり進んでいませんでしたので、このうち、地域の方々にお声をかけさせていただいたら、ほぼほぼ全員の方がいいんじゃないのというふうに賛同もしていただいております。今からしっかりと予算組みをして、地域に先ほど太田議員もおっしゃったように大きな工場はなかなか難しいんですけれども、町なかにあるような工場を移転していただいたりとか、新規の会社に来ていただくとか、最初、就任当時、すぐに製菓会社の大阪本社に御挨拶に伺いました。これからも、今、あの会社は分社化をされて税収がかなり落ち込んでいますので、そういうことじゃなくて、本来、吉富町の一番いい場所にあの会社がありますよね。皆さんも感じているんじゃないかなと思うんですけれども、そんなこんなの話しながら、新しい社長のお考えも頂き、お互いができることをがっちり手を組んで、今後も吉富町の発展のために頑張っただけならば幸いですということをお願いをいたしましたところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 直江住宅、延命、玄光院に対しては、工事に着手というか、進めていくという前向きな回答を頂きました。ぜひ人口増に少しずつですけれどもつながっていくように、ぜひ、優秀な方がたくさんいらっしゃる、執行部の中に。力を結集して、ぜひ人口増に

つながる施策で頑張っていたきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 議席番号2番、向野倍吉です。本年度は3月から新型コロナウイルス感染症の影響で新しい生活習慣が生まれ、我々は振り回された一年でした。花畑町長をはじめ、執行部の皆様、町民のために日々奮闘していただき、大変御苦労さまです。まだまだこの状況は続きますが、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、先ほどの太田議員と少しかぶるんですけども、本町の町有地の有効活用ということで、2021年の予算に向けた各省庁の概算要求が9月末に終わり、要求総額は105兆円超で過去最大となり、通常、概算要求には前年並みの基準が設けられ、予算の拡張には歯止めがかけられました。しかし、新型コロナウイルス対策など、別枠での予算額、上限のない経費が計上され、予算規模は105兆円を大きく膨らむと予想されます。厚生労働省だけでも33兆円から数億円上乗せされると思われます。今年度の歳出総額は既に2次補正を含め160兆を超え、財政赤字は90兆を超え、歳出と税収の乖離があり、今後、既存の事業の見直しが求められていくのではないかと心配しております。国の財政状況も今後どのように変わるか分からない中、交付金の減額も想定した予算の組立てを我々も考えないといけないと思います。

本町もふるさと納税による歳入の取組が始まり、歳入増を図るとともに、町有地の有効活用ということで質問します。

番地でいいますと、吉富町大字広津405番地の2なんですけれども、6月の広報に出ていました。これはまだ売却は決まっていらないようですが、その後の状況を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今おっしゃられた番地は、旧農協防災書庫の跡地ということだと思いますが、現在のところ、まだ売却の相手先は決まっておりません。ただ、問合せ等は一、二、入っているところがございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 金額的なものなんですけれども、すぐ売ればいいんですけども、なかなかこれ、もう半年ぐらいたつんですけども、この状態が続くようであれば少し安くするとか、相手は誰でもいいというわけじゃないんでしょうけれども、その辺は柔軟に考える余地はあるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

その土地につきましては、当初、7月に募集した時点では最低売却価格を602万6,000円ということで公募に出ささせていただきました。買手等がつきませんでしたので、今、向野議員さんがおっしゃられたように、少し金額面のところで内部協議を進めまして、10月の下旬から11月13日の公募については546万ということで若干下げさせていただいての公募をしておりますので、ただ、今言われるように、これで売却の相手先が見つかるかどうかというところではありますが、ただ単に金額自体を町の財産でありますのでどこまで下げていくかというのは非常に難しい問題だなというふうには思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 本町が所有する不動産の利用形態は、人口動向の推移によって、市街地の進展や行政サービスによるニーズの変化などで対応していかないといけないと思います。

そこで、今後の予定としまして、先ほどプロポーザルと言われましたが、収入増ということを図るに当たって令和3年度から始めるということですが、どのような段階で進める予定であるか教えていただけますでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 令和3年、プロポーザル方式による売却事業の実施に向けて、現在、要綱も、担当課以外にも、関係各課と要綱内容について検討しているところでございます。その要綱が出来上がり次第進めていくわけですが、町有地の売却価格であるとかそういった部分が決定しなければなりませんので、そういった部分を含めてプロポーザルの方式による売却事業と併せて、そういった金額面の確定というのもしなければならぬというふうには今は思っておりますが、実施した場合、令和3年度中に造成等を完了させて、翌年ぐらいから売却を進めることができればいかなという、そういった内容での要綱づくりを今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 向野議員、通告から少しそれたような感じがします。前議員さんと関連の質問になりかけております。その辺よろしくどうぞ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 最後に意見を述べさせてもらおうと思います。

平成21年に策定した都市計画マスタープランというものがありまして、それに基づいて現在行っていることでしょうか。しかし、町有地の有効利用はもう10年以上たってもできていないのが現状だと思いますので、来年以降はプロポーザルで行うならしっかりと行っていただき、町の歳入が少しでも図れるように行っていただきたいと思います。

では、次の質問に行かせてもらいます。

地方創生のまち・ひと・しごと創生ビジョンで、今のままでは2060年の総人口は9,300万人まで減少するようになっております。仮に出生率が上昇すると、2060年は約1億人の人口を確保する試算が出ています。

また、現在、地方創生に関して、一部の地域では一定の成果が上がっているようですが、東京への転入超は2018年13万6,000人、地方創生がスタートした2014年から一貫して増加している傾向にあります。地方において地域社会の担い手が減少し、地域経済が減少し、さらに人口減少を加速させています。

そこで、国は、東京一極集中の是正に向けた取組の強化として、地方への移住・定住の促進、地方とのつながりの強化、関係人口の創出・拡大に向けた事業を進めています。本町でも平成28年度から新婚世帯の家賃補助、空き家バンク制度が始まり、第4次吉富町総合計画後期基本計画の中にも、重点プロジェクトとしてシティプロモーションの推進とあります。町の魅力発信や住民の皆様に住み続けたいと思えるまちづくりを推進とあります。

本町の定住化政策の柱であります昨年度の新婚世帯家賃補助の件数と、そのうち町外からの転入者の数、本年度までの空き家バンクの登録件数を教えてください。また、昨年度の住宅新築件数も追ってお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

議員からの御質問にもありましたとおり、平成26年に施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略により、新婚世帯新生活応援補助事業や空き家バンク事業などを新たに開始し、移住・定住を促進しているところでございます。

新婚家庭新生活応援補助事業につきましては、直近の令和元年度の申請件数は24件の51名、うち町外からの転入者数は34名となっております。また、助成を受けられている期間中の出生数は39名に上り、移住・定住のみならず、出生数の増加、少子化対策といった側面からも一定の効果が上がっていると考えております。実際、最新の2019年の合計特殊出生率の数字を見ますと、全国で1.36、福岡県で1.44という数字でして、近隣自治体を算出しますと、豊前市が1.51、上毛町が1.02、中津市が1.54となっておりますが、本町においては1.74と高い数字となっております。

また、空き家バンクについては、令和元年度中の登録件数が空き家5件、空き地1件の計6件、成約件数が空き家5件、このうち転入者が2世帯で5名となっております。また、仲介手数料を助成する空き家バンク利用促進補助金の申請件数は3件、空き家バンクに登録された空き家の改

修費用を助成する空き家改修事業補助金の申請件数も3件となっております。

なお、令和元年中の住居用の新築件数は27件、このうち新婚家庭新生活応援補助金の受給者は3世帯の9名でございます。

このように、空き家バンク利用促進や新婚世帯家賃補助の推進は、今年3月に策定された第2次まち・ひと・しごと創生総合計画において、移住・定住の促進の施策の一つとして掲げており、これまで述べたとおり、一定の効果が現れていることから、今後も継続していくことが求められると考えております。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 新婚世帯家賃補助を利用した後、本町にそのまま住み続けている方は何件いらっしゃいますか。また、その中で、新築して居住している方が何件あるか分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

新婚世帯新生活応援補助制度は最長3年の補助期間という内容で、平成28年度から開始した制度でございまして、現時点で累計94世帯の方から申請がっております。昨年度から期間が満了された方もいらっしゃいます。また、期間の途中で町内に家を建てられ転居されておる世帯の方もいらっしゃいます。

このような状況で現在までに75世帯の方が現在も町内で居住を続けられ、累計9世帯の方が町内に家を建築され、定住に至っております。また、4世帯の方は夫婦どちらも町外御出身の方で、この新婚さんの制度を活用して町内に生まれ、町を気に入っていただき、このまま定住されているという状況です。現在補助を受けている世帯の方からも、「この制度があって吉富町に決めた」、「とても住みやすい」といったお声を頂いており、民間事業者による町内の宅地開発も各地で進んでいることから、今後、定住世帯は増加するものと推測しております。

一方、残念ながら、町外に転出されたケースも19世帯ございます。理由としましては、転勤や離婚、夫婦いずれかの地元への転出などでございまして、やむを得ない御事情がある場合が多い状況です。このように、定住する方がいる一方で、転出される方が発生する可能性は今後も常にあると認識しております。

より多くの方に定住していただくためには、移住・定住の支援はもちろんですが、その後の子育て施策、教育施策、住環境の整備、安心・安全のまちづくりなど、まちづくりの支援を行うことで、町ぐるみの支援を行うことで住みやすさを強く認識していただくことが重要でありますし、それは転入者のみならず、ずっと町に住んでいる方にとってもよい施策になると考えております。

引き続き、関係各所と連携を図りながら定住者の増加に努めてまいります。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 新婚世帯の家賃制度は大変いい制度だと思いますが、昨年の課長の答弁でも、できる限りやりたいけど、お金がということだったんですけども、来年以降も続ける予定はあるのですか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） この新婚世帯新生活応援補助制度の実施に当たっては、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しており実施しておりますが、既に新聞等で報道されているとおり、令和3年度より、国において本事業の実施自治体を増やすことを目的に、交付金対象となる要件や補助率の緩和を行う動きがございます。今後、全国的に本事業の実施市町村が増加することが予測され、この流れの中で、本町においても先行して実施してきた実績を生かして事業の加速・充実を図り、さらなる効果を生み出すよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） よく分かりました。ぜひ、いい制度なので、そのまま続けていていただけたらと思います。

それでは、最後の質問ですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、都会に住み働くリスクが計算化され、テレワークやオンライン会議の普及とともに、人々の働き方や暮らし方に大きく変化が現れました。コロナ感染症を避けるために一時的に地方に移住するコロナ疎開が起これ、長野県軽井沢や栃木県那須町の別荘の利用が例年より多く見られました。6月以降、東京都からコロナ転居が活発になり、通勤時間がかかっても郊外の広い一戸建てに引っ越す人が多く見受けられました。現在、コロナ禍で若い世代の人生設計に大きく影響の変化が現れていると思われます。これまで考えなかったIターン、Uターン、孫ターン、嫁ターンなどをする方が最近報道されています。それは東京だけではなく、今後、福岡市も含めて都会でも起これ得るのではないかと思います。しかし、田舎でいいのではなく、交通の便やインターネット環境の充実、生活環境の充実と要望は多岐にあります。本町にはある程度満足する施設は十分あると思われます。

そこで、今後、高速ブロードバンドの整備を進めて、サテライトオフィス等の誘致を空き家や町有地に進めることはできませんか。このような制度は、国が東京一極集中を是正する中で、補助金とか何かそういうのを活用してうまくできることはないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 御質問にありますように、新型コロナウイルスの感染拡大は、

人々の生活様式を大きく転換させ、多様な働き方について考えるきっかけになりました。

一方、本町のような地方にも、東京に集中していたビジネスの場の受け皿となり得る可能性があるという認識が生まれ、まさにピンチがチャンスにもなり得るという状況にあると認識しております。

サテライトオフィスにつきましては、東京一極集中是正と働き方改革という重要な2つの課題に大きくアプローチするものであり、国や県においても、制度、財政とも充実した支援策がある状況です。

自治体における取組方としまして、サテライトオフィスそのものを開設するというハード整備、または、オフィスを開設するための支援を行うというソフト事業のいずれかになるかと思えます。どちらもそれなりの予算が伴い、用地や施設の調整も必要になることから、費用対効果、また、国・県の補助制度なども十分に調査した上で実施について検討を重ねたいと考えます。

なお、本町のインターネット環境については、町内全域で民間電気通信事業者による光インターネットサービスが提供されております。そのため、引込み工事のみで使用が可能ということから、議員がおっしゃるように、インターネット環境も充実しており、町に有する適度な自然環境やコンパクトシティーの利点を生かすことで、本町は都会からの移住者の呼び込みに適した環境が備わっていると考えられます。

また、サテライトオフィスは比較的小規模であるがゆえ、本社・工場等とは異なり、人口・産業集積が乏しくとも立地が可能であること、また、地元の雇用創出や3次産業をはじめとした地域産業の振興につながる可能性があることから、現在、まちづくり会社に取り組んでおります空き家のリノベーション事業や町の既存施設の利活用も視野に入れた小規模企業誘致の検討を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 今回はこれで終わりたいと思います。ぜひ、町有地の活用や町有地以外でも空き家対策とか、民間でも使っていないところも多々あるかと思えますので、狭い吉富町ですが、有効的に使っていただけるように執行部のほうもよろしく願いいたします。

以上です。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時12分散会

---